平成２１年（フ）第２８９号
山梨県南巨摩郡鰍沢町5613番地
債務者　中田　淳子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
山梨県中央市東花輪200番地　市営山王団地17Ｂ－６
債務者　内藤　久美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
山梨県甲府市屋形３丁目３番４号
債務者　落合　優次
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９２号
山梨県甲府市飯田２丁目20番19号
債務者　常盤　隆子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９７号
山梨県甲州市勝沼町休息1486番地
債務者　三科　裕二
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
山梨県笛吹市境川町小黒坂493番地４
債務者　滝沢　勝保
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
山梨県南アルプス市吉田898番地　ゆたか団地７－３
債務者　根本さが美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
山梨県山梨市牧丘町窪平1537番地
債務者　田口　隆雄
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
山梨県甲斐市竜王3081番地１　コートM205
債務者　山本　律子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
山梨県笛吹市石和町河内487番地　ソレイユヴィラージュＡ101
債務者　萩原　　徹
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
三重県名張市蔵持町原出337番地
債務者　西川　譲二
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１８４号
鳥取県米子市両三柳809番地６
債務者　石田　光輝
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１１５７号
広島市西区己斐大迫３丁目27番１―201号
債務者　福光　京子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１７４号
広島市佐伯区五日市中央４丁目14番３―208号、申立時の住所広島市西区井口明神２丁目１番32―801号
債務者　橘高　泰子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２０７号
広島市南区宇品東２丁目６番14―604号
債務者　岩永ソーラーサービスこと　岩永　恒夫
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２０８号
広島市南区宇品東２丁目６番14―604号
債務者　岩永　節子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２７５号
広島市安佐北区落合２丁目19番18号
債務者　松田商会こと　松田　　譲
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部